

after コロナ・「新たな日常」に向けて

～産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の概要～

令和3年6月15日

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 檀 淵 陽

第1 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、日本経済は戦後最大の落ち込みを記録することになりました。

政府はこのような状況を、危機としてだけでなく、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」を構築するためのチャンスでもあると捉え、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（以下「本法律」といいます。）」案を閣議決定し、令和3年2月5日に、本法律案を国会へ提出いたしました。本法律案は、令和3年6月9日には、衆議院、参議院の両議会で可決され、施行が迫っているところです。

本稿では、本法律によって改正される産業競争力強化法（新産業競争力強化法（以下「新産競法」といいます。））や中小企業関連法の概要について解説します。

第2 本法律の概要

1 本法律と新産業競争力強化法・中小企業関連法の位置づけ

前記のように、本法律は「新たな日常」の構築のためのもので、政府の考える「新たな日常」の構築のためのステップは、以下の5つになります。

- ① 「グリーン社会」への転換
- ② 「デジタル化」への対応
- ③ 「新たな日常」に向けた事業再構築
- ④ 中小企業の足腰の強化
- ⑤ 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

本法律のうち、新産競法は上記①②③⑤をカバーし、中小企業関連法（中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化

に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等）は、上記④をカバーするものになります。

2 ①「グリーン社会」への転換

新産競法により、カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること）の実現に向け、一定の要件を満たした事業者は、課税の特例や金融支援を受けることが可能になります。

具体的には、まず、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更であって、（一）予見し難い経済情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの、（二）情報技術の進展による事業環境の変化に対応していくもの、（三）エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他エネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもののいずれかに該当する場合は、「事業適応」とされます（新産競法第2条第12項）。

そして、経済産業大臣及び財務大臣は、事業適応のうち、（一）（二）（三）のそれぞれについて、「実施指針」及び「事業分野別実施指針」を定めます（新産競法第21条の13、同14）。

事業者は、上記（三）の事業適応の取組に係る計画（以下「事業適応計画」といいます。）を策定することができ、主務大臣は、上記実施指針及び事業分野別実施指針に適合しているかという観点から、事業適応計画の認定をすることができます。

事業適応計画の認定を受けた事業者は、脱炭素効果が高い製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化を進める設備の導入に対して、一定の税額控除及び特別償却を受けることができます。また、一定の場合には、当該事業者に対する指定機関からの融資について、金利を最大0.2%引き下げる利子補給制度や低利の融資を受けることができます。

3 ②「デジタル化」への対応

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3密回避、ソーシャルディスタンスが叫ばれる中、様々な分野でデジタル化が進められております。

新産競法により、事業者がデジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を

する場合、一定の要件のもと課税の特例や金融支援を受けることが可能になります。

具体的には、前記1のとおり、(二)の事業適応を行う事業者は、事業適応計画を策定の上、主務大臣から事業適応計画の認定を受けることができます。事業適応計画の認定を受けた事業者は、デジタルトランスフォーメーション（企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること）¹の実現に必要なクラウド技術を活用した関連投資（ソフト面、ハード面の双方が対象になります。）に対し、一定の税額控除又は特別償却を受けることができます。また、当該事業者は、指定機関から低利での融資を受けることができます。

4 ③「新たな日常」に向けた事業再構築

新型コロナウイルスの感染拡大により、日本の経済社会情勢は大きく変化し、多くの事業者が重大な影響をうけました。

新産競法により、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって業績が落ち込み赤字となった企業が、課税の特例や金融支援を受けることが可能になります。

具体的には、前記1のとおり、(一)の事業適応を行う事業者は、事業適応計画を策定の上、主務大臣から事業適応計画の認定を受けることができます。事業適応計画の認定を受けた事業者のうち、中堅・大企業にあたる事業者は原則として、令和2年及び令和3年度の欠損金を、黒字転換から最長5年間にわたり、最大100%に控除上限を引き上げることが可能になります。また、当該事業者は、指定機関からの低利での融資を受けることができます。

なお、新産強法のうち①②③に関する部分については、本法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法律付則第1条）。

¹ [デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（DX推進ガイドライン）Ver.1.0](#)（平成30年12月経済産業省）

5 ④中小企業の足腰の強化

本法律による中小企業関連法の改正により、中小企業の経営基盤強化による中堅企業への成長、中小企業の国際競争力強化が図られることとなります。

具体的には、改正前の中小企業等経営強化法（以下「経営強化法」といいます。）においては、中小企業等が経営力向上計画を定めることができ、経営力向上計画について主務大臣の認定を受けると、中小企業信用保険の特例など種々の支援措置を受けることができたところ、この経営力向上計画にM&Aの際に行われるデューデリジェンスが含まれることになり、中小企業のM&Aにおけるデューデリジェンスにおいても種々の支援措置を受けることが可能になりました（新経営強化法第17条第4項第2号）。

また、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正（以下「新経営承継円滑化法」といいます。）により、中小企業の代表者が年齢等の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、当該中小企業の事業活動の継続に支障が生じている場合で、当該中小企業の株主の一部が所在不明である場合には、経済産業大臣の認定を受けることで、会社法197条の規定が1年間に短縮され、適用されることとなります（新経営承継円滑化法第12条第1項第1号ホ、第15条）。これにより、所在不明株主がいる場合に用いられる株主の競売が、通常は5年かかるところ中小企業においては1年間で実現可能となります。

なお、上記の新経営強化法及び新経営承継円滑化法の規定はいずれも、本法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法律附則第1条）。

6 ⑤「新たな日常」に向けた事業環境の整備

(1) バーチャルオンリー型株主総会の実現

これまで、会社法の規定から実施困難とされてきたバーチャルオンリー型株主総会について、上場企業が担当大臣による確認を受けた場合には実施可能となります。

バーチャルオンリー型株主総会については、別途メルマガを配信済みですので、詳細は[こちら](#)をご覧くださいと思います。

なお、新産強法のうちバーチャル株主総会の実現に関する部分については、本法律の公布の日には施行されます（本法律附則第1条第1号）。

(2) 規制のサンドボックス制度の恒久化

生産性向上特別措置法が、2021年6月に廃止期限を迎えることを受け

て、同法に規定されている規制のサンドボックス制度が、新産競法に移管され恒久化されることとなります。

近年の技術革新の進展により産業構造等が大きく変化する中で、日本の国際競争力維持のため、生産性の向上を短期的に実現するための措置が必要とされました。そこで、2017年12月には「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、2020年までの3年間で「生産性革命・集中投資期間」とされました。これを受け、制定されたのが生産性向上特別措置法であり、同法に定められた制度が規制のサンドボックス制度となります。

規制のサンドボックス制度とは、概要、既存の規制によって、新たな技術等を用いた事業活動が行われにくい状況に鑑み、一定の場合には既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができるようにし、実証で得られた情報・資料を活用することで規制改革を推進する制度であります。詳細については本稿では省略いたします。

生産性向上特別措置法は、2020年までの「生産性革命・集中投資期間」を意識した時限立法でありました。そして、2018年12月26日から2020年10月5日までの約3年間で、規制のサンドボックス制度の活用実績が132件に上ったことが高く評価され、新産競法によって同制度が恒久化されることになったのです。

なお、新産強法のうち規制のサンドボックス制度の恒久化に関する部分については、本法律の公布の日施行されます（本法律附則第1条第2号）。

（3）債権譲渡における第三者対抗要件の特例

現行の民法では、債権譲渡の債務者への通知を内容証明等の「確定日付のある証書」によって行わないかぎり、債権譲渡を第三者に対抗できないとされています。

しかし、新産競法によって、債権の譲渡（将来債権の譲渡も含みます。）の通知又は承諾（以下「債権譲渡通知等」といいます。）を行うための情報システムの提供を内容とする新事業活動（産競法第2条3項）について、同法9条1項の認定を受けた者によって、（一）債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができ、（二）債権譲渡通知等がされた日時及びその改変を防止するための必要な措置として主務省令で定める措置が講じられている情報システムを利用して行われた債権譲渡通知等については、確定日付のある証書によってなされたものとみなされます（新産競法第11条の2）。

このみなし規定は、債権を目的とする質権の設定や、弁済による代位（民法第499条、第500条）、信託法第2条7項に規定する受益権の譲渡の通

知又は承諾の場合に準用されます。

なお、新産強法のうち、債権譲渡における第三者対抗要件の特例に関する部分については、本法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法律附則第1条）。

（4）ベンチャー企業の成長支援

ア ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度の創設

新産競法によって、一定の要件を満たした量産等を自ら行う大規模研究開発型のベンチャー企業が、民間金融機関からの融資に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」といいます。）の債務保証を受けることが可能になります。

具体的には、まず、経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動（ベンチャー企業が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であって、その実施のために外部から資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいいます（新産競法第2条11項）。以下「本事業活動」といいます。）について、実施指針を定めます（新産競法21条の2）。

そして、本事業活動を実施しようとするベンチャー企業は、本事業活動に関する計画を策定することができ、経済産業大臣は、当該計画が実施指針に照らし適切であるか等の観点から、当該計画の認定をすることができます。この認定を受けたベンチャー企業が、本事業活動の円滑化のため、必要な資金の借入れを行う場合、中小機構の債務保証を受けることが可能になります（新産競法21条の5）。

イ 国内ファンドによる海外投資拡大のための特例

新産競法によって、国内ファンドの海外投資における出資制限が、一定の場合に解除されます。また、一定の要件を満たしたファンドが金融機関から融資を受ける場合は、中小機構の債務保証を受けることが可能になります。

具体的には、まず、経済産業大臣及び文部科学大臣は、外部経営資源活用促進投資事業（ファンドが行う事業者に対する投資事業であって、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいいます（新産競法2条8項）。以下「本事業」といいます。）について実施指針を定めます（新産競法第1

5条1項)。

そして、本事業を実施しようとするファンドは、本事業に関する計画を策定することができ、経済産業大臣は、当該計画が実施指針に照らし適切であるか等の観点から、当該計画の認定をすることができます。この認定を受けたファンドの行う海外投資については海外規制が解除され、また、当該認定を受けたファンドが、本事業を円滑化するため、必要な資金の借入れを行う場合、中小機構の債務保証を受けることが可能です（新産競法第17条の4、第18条）。

ウ なお、新産強法のうち、ベンチャー企業の成長支援に関する部分については、本法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法律附則第1条）。

(5) 事業再編の推進

改正前の産競法においては、買収会社が対象会社の株主から対象会社株式の現物出資を受け、第三者割当増資により当該株主に対して募集株式の発行または自己株式の処分を行う方法により行う株式を対価とするM&A（以下「株式対価M&A」といいます。）を行い、対象会社の経営資源を活用して著しい成長発展が見込まれる事業分野における新事業活動等（産競法第2条12項）の一定の要件を満たす計画を、特別事業再編計画として認定することが可能です。そして、改正前の産競法では、当該認定を前提に、株式対価M&Aの対象会社株主等の保有する対象会社株式等の譲渡の際の譲渡損益を繰り延べることとされていましたが、新産競法では、会社法上の株式交付制度を用いて株式交付M&Aを行う場合にこの認定は不要とされました。

また、事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画（以下「事業再編計画」といいます。）を作成し、主務大臣から認定を受けることができます（産競法23条）。会社法上、株式対価M&Aを行う場合、反対株主の株式買取請求が認められているところですが、新産競法では、事業再編計画の認定を受けた株式対価M&Aを行う場合で、買収会社が上場会社であるなどの一定の要件をみたまず場合には、反対株主の株式買取請求が適用除外となります。

なお、新産強法のうち、事業再編の促進に関する部分については、本法律の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法律附則第1条）。

(6) 事業再生の円滑化

新産競法は、事業再生 ADR（法律に定める資格要件を満たす中立公正な第三者である実務家が事業再生の手續実施者となる準則型私的整理手續）の実効性を高めるための規定を置くことで、事業再生の円滑化を図ろうとしています。

具体的には、新産競法では、（一）事業再生 ADR により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関に対し、事業再生 ADR の第三者機関から求めがあった場合には、事業再生 ADR へ協力する努力義務が規定される（新産競法 65 条の 5）他、（二）事業再生 ADR により事業再生を図ろうとする事業者は、債権者の債権の総額の 5 分の 3 以上にあたる債権者が、当該事業再生 ADR に同意した場合には、事業再生 ADR の第三者機関に対し、当該事業再生計画の債権の減額について確認を求めることができ、事業再生 ADR が不調となり、簡易再生へ移行しようとする場合、裁判所は、当該簡易再生の開始決定において、事業再生 ADR で当該事業再生計画の債権の減額について確認がされた事実を考慮して判断を行うものとされています（新産競法 65 条の 4）。

なお、新産強法のうち、事業再生の円滑化に関する部分については、本法律の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（本法律附則第 1 条）。

第 3 終わりに

以上が、簡単にはなりますが、本法律の概要になります。

本法律は、6 月 9 日に衆議院、参議院で可決されたばかりで、今後さらに最新の情報が発出されることが予想されます。最新の情報を入手次第、再度解説を加える予定です。

以上